

コーポレート・ガバナンス報告書

2023 年 6 月 29 日

株式会社ファーストステージ

代表取締役社長 本田 誠二

問合せ先：取締役管理本部長 谷口 恵亮

(06-6347-1106)

URL：<https://www.1st-stage.co.jp/>

証券コード：2985

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の持続的な成長を実現し、社会に貢献することを経営の基本方針としております。当該基本方針に従い、コーポレート・ガバナンスの拡充・徹底を経営の最重要課題の一つとして、経営の効率化、健全化に努めるとともに、取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の監督機能の強化を図り、ステークホルダーの皆様タイムリーな情報開示に努めることにより、経営の透明性を高めることに取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中野 秀樹	840,000	65.41
本田 誠二	120,000	9.35
杉本 篤志	120,000	9.35
取田 大	120,000	9.35
HN ホールディングス株式会社	83,900	6.53
株式会社リーフ・ビル・ライフ	100	0.01

(注) 自己株式 1,200,000 株を控除して記載しております。

支配株主名	中野 秀樹
-------	-------

親会社名	なし
------	----

補足説明

HN ホールディングス株式会社は中野秀樹氏の資産管理会社であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応致します。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	代表取締役
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上田 宗則	公認会計士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上田 宗則	—	公認会計士	上田宗則氏は、長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と財務及び会計に関する専門的な知見に加え、他の会社の社外取締役経験を有し、その幅広い見識に基づき適宜助言または提言が期待できるため、当社の社外取締役として適任であると判断し、選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査につきましては、内部監査担当者2名が、業務全般について法令、定款、社内規程等の遵守状況、業務執行手続き及び内容の妥当性について監査を実施しております。また、内部監査担当者は監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。 当社は監査役会設置会社であり、監査役3名（社外監査役3名）により構成されております。監査役は株主総会と取締役会に出席し、取締役及び監査法人から報告を受け、法令上監査役に認められているその他の監査権限を行使しております。 また、監査役は内部監査担当者と連携し、内部統制システムに関する監査を実施し、定期的に監査法人と面談を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
越本 徹史	他の会社の出身者													
西井 信博	他の会社の出身者													
宝本 美穂	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
越本 徹史	—	—	長年にわたり金融機関で勤務し、財務・労務管理の豊富な経験を有し、また、一部上場企業での取締役管理本部長の経験を有していることから、財務・会計・総務に関する知見があり、特に当社の属する業界に深い見識を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。
西井 信博	—	—	長年にわたる金融機関での経験、財務、会計、総務、法務等の知見を有し、上場企業の社外監査役として活躍されており、同氏の豊富な知識、経験及び高い見識を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。
宝本 美穂	—	弁護士	弁護士としての専門的な知識と幅広い経験及び高い見識を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
その他独立役員に関する事項	
なし	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	
当社取締役及び従業員に対し、当社の業績向上への意欲と士気を一層高めることを目的として、新株予約権を発行しております。	
ストックオプションの付与対象者	取締役、従業員
該当項目に関する補足説明	
なし	

【取締役報酬関係】

開示状況	別報酬の開示はしていない
------	--------------

該当項目に関する補足説明

2023年3月期に社外役員を除く役員に対して支給した役員報酬額は、取締役3名に対して総額122,268千円であります。また、社外役員に対しては、取締役及び監査役合わせて4名に24,240千円を支給しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額の決定につきましては、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、取締役会からの諮問を受けた報酬委員会よりの答申内容に基づき、取締役会決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

管理部が社外取締役、社外監査役に対して、取締役会の開催前には電子メール等を利用した資料送付、及び、事前説明を行い、取締役会において効率的な審議や意思決定をサポートしています。また、取締役会のスケジュールについても、年間計画を作成する等配慮し、社外取締役、社外監査役が出席できるよう調整を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役(うち社外取締役1名)で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会(含む経営会議)に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

(2) 監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、3名で構成されております。監査役は監査役会規程及び監査役監査基準に基づき、取締役の職務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

(3) 内部監査及び監査役監査

当社の内部監査は、内部監査規程に基づき、管理部1名並びに事業部1名が内部監査担当者として業務を監査しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきまして

は、内部監査担当者より、代表取締役に対して改善提言を含む内部監査報告書を提出する体制をとっております。

監査役監査については、取締役会その他の重要会議へ出席し、経営の監視機能強化を図るとともに重要な決裁書類を閲覧し、職務執行及び意思決定について適法性・適正性を監視しております。なお、内部監査担当者、監査役及び監査法人は、適宜意見交換・連携を行うことで、効率的な監査を行える体制になっております。

(4) 会計監査

当社は、新月有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2023年3月期において監査を執行した公認会計士は岡本光弘氏、高橋正哉氏の2名であり、いずれも継続監査年数は1年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在の体制を採用する理由といたしましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えている為であります。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報を掲載しております。 また決算説明会資料等についても掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	財務経理部にて対応しております。
その他	説明会の開催につきましては、今後の株主の状況を鑑みて検討してまいります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダー	リスク・コンプライアンス規程を整備し、コンプライアンスの重要性を社内に浸透させ、誠実に適時適切な情報開示を徹底し、会社を取り巻くステークホルダー

の立場の尊重について規定	の尊重を図ることとしております。
--------------	------------------

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、会社法及び会社法施行規則の定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備」並びに「その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して、2019 年 6 月開催の取締役会において、内部統制システムに関する社内ガイドライン「内部統制システムの基本方針策定の件」を決議致しました。

また 2021 年 5 月開催の取締役会において、その一部を改訂しております。

当社の「内部統制構築の基本方針」の内容は以下の通りです。

a. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、各種社内規程を制定し、役職員はこれを遵守することとしております。また、経営トップの考えを伝達・共有し、実践すべく、経営理念及び行動指針を定め、社内に掲示し、周知徹底を図っております。
- (b) 取締役会規程を始めとする社内諸規程を制定し、業務を遂行しております。
- (c) 管理本部をコンプライアンスの統括部署としてリスク・コンプライアンス委員会と連携の上、役職員に対する適切な研修体制の構築に努めております。
- (d) 役職員の職務執行の適切性を確保するために、内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。また、内部監査担当者は必要に応じて監査役及び監査法人と情報交換し、効率的な内部監査を実施しております。具体的には、四半期ごとに 1 回及び必要に応じて情報交換を実施しております。
- (e) 反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確に宣言し、役職員にそれを徹底しております。具体的には、役職員行動指針で宣言し、反社会勢力対応規程、反社会勢力対応マニュアル及び反社会勢力調査マニュアルを定め運用を行っております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは文書管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存管理しております。
- (b) 管理部署の管理本部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供するものとしております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係るリスク・コンプライアンス規程を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備しております。具体的には、リスク・コンプライアンス規

程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、代表取締役がその委員長として、リスク管理の徹底を図っております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保しております。

(b) 取締役会のもとに経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するために、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を各部門に伝達しております。

(c) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うために業務分掌規程、職務権限規程等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定のルールに従い業務を分担しております。

e. 当社における業務の適正を確保するための体制

(a) 「経営理念」、「行動指針」を共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保しております。

(b) 内部監査による業務監査により、業務全般にわたる職務執行の適切性を確保しております。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、要請があれば必要に応じてその人員を確保します。

g. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については監査役に委嘱されたものとします。

h. 監査役への報告に関する体制

(a) 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。

(b) 監査役への報告・情報提供は、適時監査役の指定する方法で行います。

i. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

使用人等からの監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止します。

j. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債権の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用または債務を処理します。

k. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 代表取締役、内部監査担当者は、監査役と定期的に意見交換を行います。
- (b) 監査役は、取締役会をはじめ、経営会議等の重要な会議体に出席することにより、重要な報告を受ける体制としております。
- (c) 監査役会は定期的に監査法人から監査の状況報告を受けることにより監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、設立から現在に至るまで反社会的勢力との関係は一切なく、今後も反社会的勢力との関係は一切持たないことを前提とし、当該勢力による被害を防止し、コンプライアンス経営を徹底する為、以下の基本方針を定めております。

- ①反社会的勢力による不当要求は、代表取締役以下組織全体として対応する。
- ②反社会的勢力による不当要求に対応する社員の安全を確保する。
- ③反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、警察管内企業防衛対策協議会、弁護士等の外部専門機関（以下、「外部専門機関」という。）と緊密な連携関係を構築する。
- ④反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- ⑤反社会的勢力による不当要求に対しては、刑事と民事の両面から法的対応を行う。
- ⑥反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や社員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための取引は行わない。
- ⑦反社会的勢力への金銭その他の経済的利益を提供しない。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え、「反社会的勢力対応マニュアル」が定められており、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。また、取引先と締結する契約書等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。そして、反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力との関係の遮断、排除等を実効的に実施する為、「反社会的勢力調査マニュアル」を定め、調査体制の構築を図っております。

さらに、公益財団法人大阪府暴力追放推進センターの賛助会員になることで情報交換を密にし、反社会的勢力に関する情報の収集や管理を行っております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

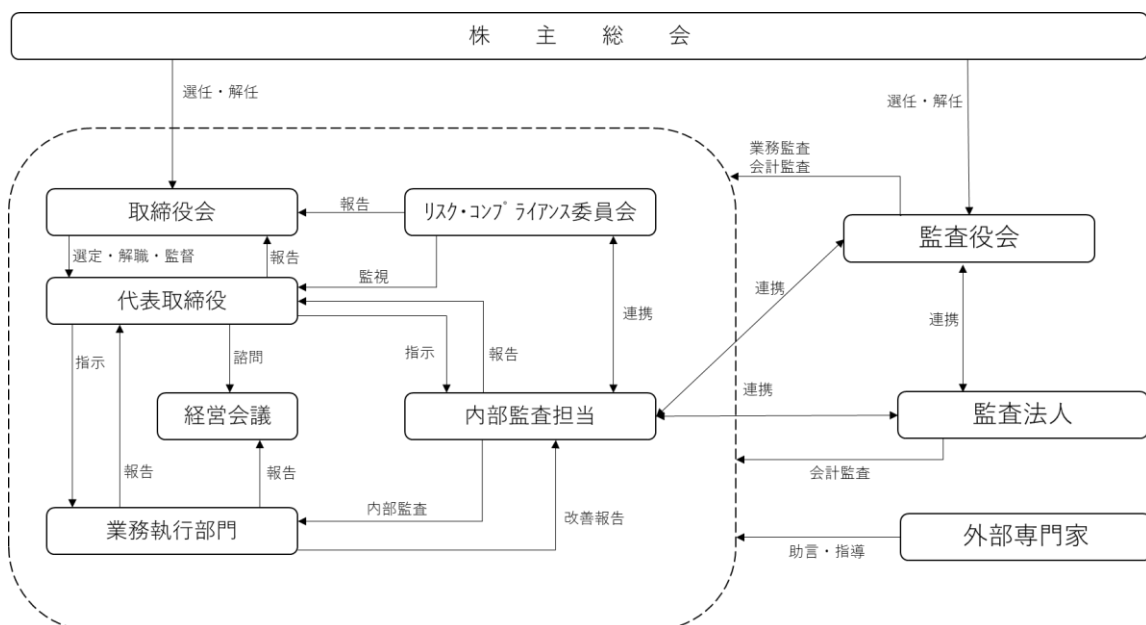
該当項目に関する補足説明

なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

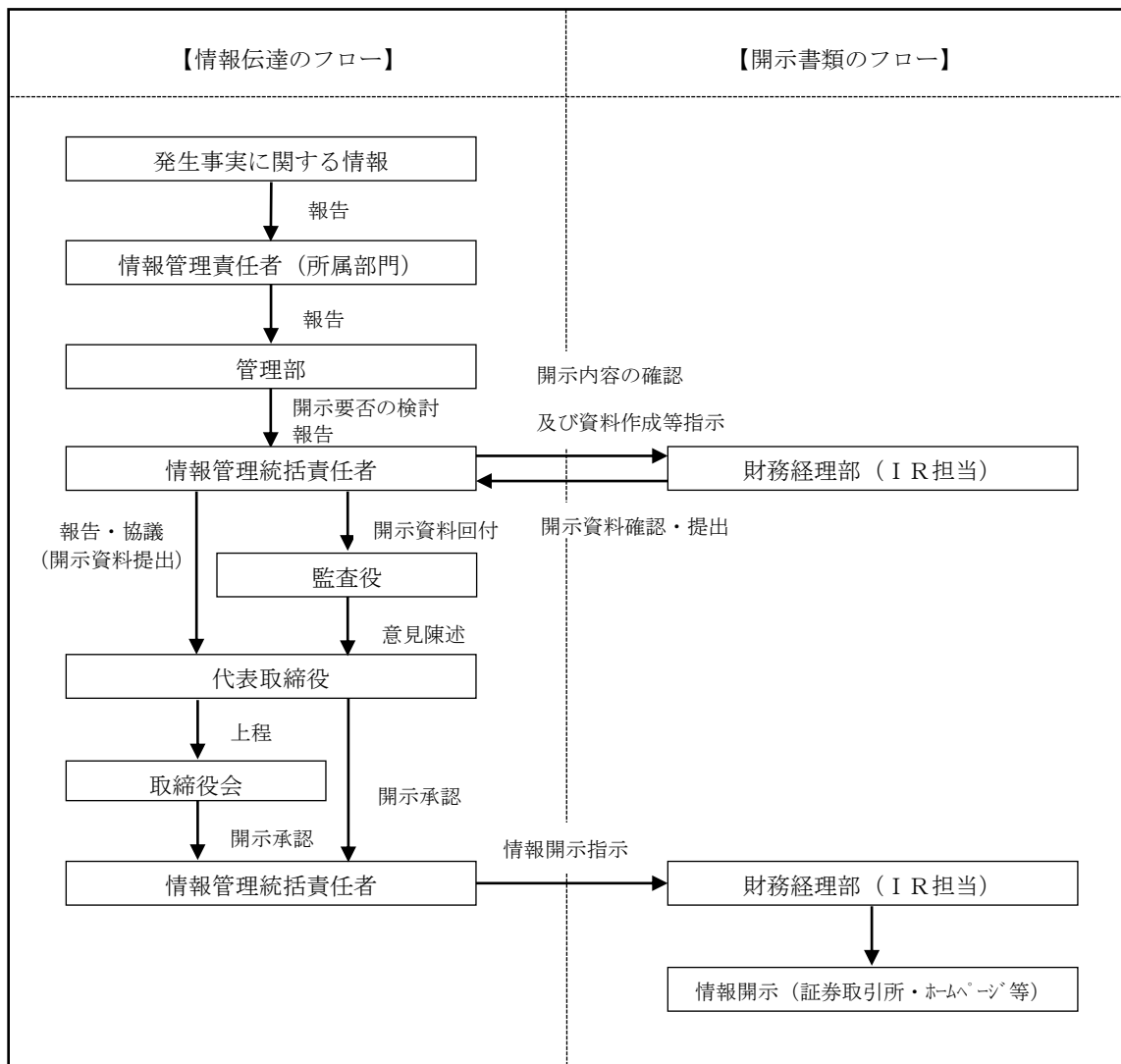
なし

【模式図(参考資料)】

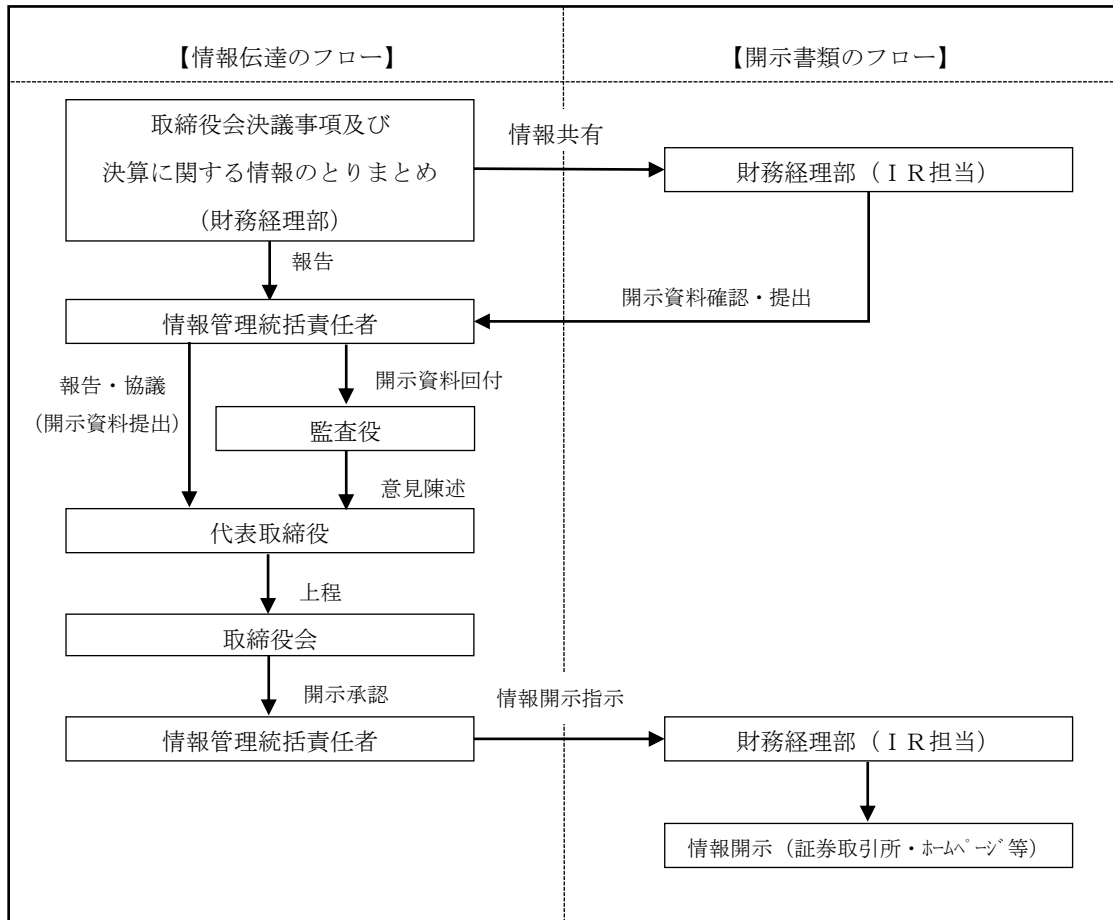


【適時開示体制の概要（模式図）】

(a) 発生事実に関する情報



(b) 決定事実・決算に関する情報等



以 上